

同時発表 消費者庁

平成28年9月13日
都市局街路交通施設課**機械式立体駐車場の安全対策の手引きを公表**

～機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進に向けて～

国土交通省は、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進に向けて、機械式立体駐車場に関わる関係主体（製造者、設置者、管理者及び利用者）が取り組むべき安全対策の具体的な実践例等を、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き」としてとりまとめました。

機械式立体駐車場における利用者等の死亡・重傷事故は、平成19年度以降、少なくとも32件（うち死亡12件）発生しており、子供が亡くなる痛ましい事故も発生しています。これを受け、国土交通省では、平成26年に「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」として、事故の再発防止を図る観点から、関係主体（製造者、設置者、管理者及び利用者）が取り組むべき安全対策の内容を取りまとめ、公表していたところです。

今般、機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進のため、一般の方にも一層分かりやすくなるよう、ガイドラインに基づく安全対策の具体的な実践例や関連する過去の事事例等を取りまとめ、写真やイラストも交えて解説を加えた「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き」を作成し、改めて公表するとともに、関係団体に対して安全対策及び適正利用のさらなる推進について要請することといたしましたのでお知らせします。

※「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き」は次のURLに掲載しています。

【URL】 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000038.html

<参考> 本件に関連した消費者庁・国土交通省の共同発表

・機械式立体駐車場の安全対策は大丈夫ですか？

【URL】 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160913kouhyou_1.pdf

<お問い合わせ先>

国土交通省都市局街路交通施設課 今井・中山

TEL：03-5253-8111（内線32-847・32-845）直通：03-5253-8416 FAX：03-5253-1592